岩沼市防災会議会長（市長）の専決処分

岩沼市地域防災計画　第１編（本編）　風水害等災害対策編　新旧対象表

岩沼市の地域防災計画（現行）	見直し計画（案）
第２章　災害予防対策 **第１６節　避難対策** **第３　避難場所の確保　【防災課】** **１．指定緊急避難所の指定及び周知徹底** 市は、災害から市民等が一時避難するための場所について、公園、グラウンド、体育館、学校、公民館、＿＿＿＿＿＿＿＿等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所を指定する。その際、災害種別に応じて指定するとともに、以下の対策を推進する。 （以下、略） **４．交流拠点の指定緊急避難場所への活用** 市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、＿＿コミュニティセンター、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、社会福祉施設等を市民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。 （以下、略）	**第２章　災害予防対策** **第１６節　避難対策** **第３　避難場所の確保　【防災課】** **１．指定緊急避難所の指定及び周知徹底** 市は、災害から市民等が一時避難するための場所について、公園、グラウンド、体育館、学校、公民館、コミュニティセンター等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所を指定する。その際、災害種別に応じて指定するとともに、以下の対策を推進する。 （以下、略） **４．交流拠点の指定緊急避難場所への活用** 市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、玉浦コミュニティセンター、（仮称）西部地区防災コミュニティセンター、社会福祉施設等を市民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。 （以下、略）

【関連】

地震災害対策編　第２章第２１節（上記の定めに準ずる、として記載）

津波災害対策編　第２章第２２節（上記の定めに準ずる、として記載）